地域医療支援病院

当院は、2010年10月26日に神奈川県医療審議会の答申を経て神奈川県知事から「地域医療支援病院」として承認を受けました。

地域医療支援病院の定義

1997年12月の第三次医療法改正で創設された制度。総合病院に変わる病院の事。地域医療支援病院は、国、都道府県、市町村、特別医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院で地域医療の確保のために200床以上の規模の病院をいう。病院の機能としては他の病院や診療所からの紹介患者に医療を提供したり当該建物や施設を医療従事者の研修や研究に使わせたり、救急医療を行うことならびにこれらの機能を果たすために医療関係図書の確保など一定レベルの施設、構造を有することが条件となっている。

地域医療支援病院としての役割

①他の病院や診療所からの紹介患者に対する医療の提供

地域の医療機関から紹介された患者の医療提供、医療機器の共同利用などを通して、地域の医療機関を支援するという役割を担っている。

現在は「地域完結型医療」となっており、病院や診療所などが地域の中で役割分担をして、地域全体で医療を担っていくという考え方である。地域のかかりつけ医は初期治療を担い、地域医療支援病院は、入院や手術等が必要な患者を中心に診療する。即ち地域が連携して患者を診ていくスタイルである。

②救急医療の提供

救急車受入件数は、前年度から増加し年間8,162台を受け入れることができた。救急要請応需率についても前年度に比べ上昇した。新型コロナウイルス感染症による影響も少なくなり、積極的な受け入れを行い手術や入院に繋がる症例を数多く受け入れることが当院にとって最も重要な課題と考えている。

その他、診療科により夜間や休日の緊急処置、緊急手術が施行できず、受け入れできなかったことが救急車受入件数が伸び悩む要因の一つであるため、人員確保はもちろんであるが、各診療科の横の繋がりでフォローできる体制も検討が必要である。

③地域の医療従事者に対する研修の実施

今年度は会場とWebでのハイブリッド形式で医療従事者向けの研修会を1回開催することができた。参加者数は以前と比較するとまだ少ないが、来年度以降は更に回数を増やし、多くの医療従事者の皆さまに当院を認知していただくとともに、地域の先生や救急隊の方々に興味を持っていただけるようなテーマを取り上げ、地域全体で医療の質向上と、患者さまに最善の医療が提供できるように努めていきたいと考えている。